

平成28年(行ウ)第185号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

請求の趣旨の変更申立書

平成28年11月21日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告 小林洋一

原告は以下請求の趣旨を変更する。

第1 請求の趣旨の変更

1 従来の請求の趣旨

- (1) 被告和泉市長は、一般社団法人和泉市医師会(以下和泉市医師会)に対し4,021,391円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員の請求をせよ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 新しい請求の趣旨

- (1) 被告和泉市長は、一般社団法人和泉医師会へのワクチンの同時接種時の2回目以降の初診料及び乳幼児加算の支給を差し止めよ
- (2) 被告和泉市長は、辻宏康及び一般社団法人和泉市医師会に対し4,021,391円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで

年5分の割合による金員の請求をせよ。

(3) 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因の追加

1 請求の相手方辻宏康は和泉医師会との本件委託契約を締結した当事者であり、本件和泉医師会への委託料の支出につき本来的権限を有するものである。

2 不法行為及び不当利得

当時の市長であった辻宏康は、和泉医師会に対し同時接種時に二回目以降の接種に関し、本来支出の必要の無い初診料及び乳幼児加算を漫然と支出した不法行為があり、現在においてもそれを続けており、一方和泉医師会はそれらを法律の原因無く不当に利得している。

以上